

令和3年度 広島市市営基町駐車場（自動二輪車）登録利用募集案内

以下の募集案内をよくご覧いただき、登録利用申請の申し込み手続きなどを行って下さい。

1 基町駐車場（自動二輪車）の概要

- (1) 場 所 広島市中区基町9番19号
基町駐車場の1階西・2階東・2階西の自動二輪車用区画
- (2) 登録利用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間で自動更新はありません。なお、期間途中で解約することも出来ます。
- (3) 利用時間 6時から翌1時（年中無休）
- (4) 登録利用料 年間 24,000円（2,000円/月）
※登録利用料は一括でお支払いいただきます。

2 年度当初の登録利用募集

- (1) 募集受付期間
令和3年3月1日（月）から令和3年3月15日（月）まで
（郵送の場合は令和3年3月15日（月）必着分まで）
- (2) 募集台数 350台
小型自動二輪車（50cc超125cc以下）普通自動二輪車（125cc超400cc以下）及び大型自動二輪車（400cc超） 但し、側車（サイドカー）付の自動二輪車は除く
- (3) 登録利用申請書の配布場所
 - ①広島市営基町駐車場内1階管理室（アマノマネジメントサービス株式会社）
 - ②広島市道路交通局自転車都市づくり推進課・各区役所維持管理課
- (4) 提出先
広島市営基町駐車場内1階管理室（アマノマネジメントサービス株式会社）
- (5) 申請書の記入方法及び選考方法等
 - ①自動二輪車1台につき登録申請書1通のみ受付します。
 - ②自動二輪車は原則として、登録利用申請者の所有または使用するものとして下さい
 - ③一定の大きさ（長さ及び幅など）以上の自動二輪車は、駐車場を利用できないことがあります。
 - ④応募者が多数の場合、抽選となります。当選者には3月25日頃までに「登録利用決定通知書兼登録利用のお知らせについて」の書類を送付します。
また、落選者（順番を付した登録待機者として）にもその旨の通知をします。

⑤当選者は、前記④により送付された書類と登録利用料金（現金）を、基町駐車場管理室へ持参し手続きを行って下さい。登録利用料金納付後に領収書、登録利用専用カード（磁気カード）及び登録証（シール）をお渡ししますので3月25日（木）から3月31日（水）までの間にお越しく下さい。

なお、期間中は、土日を含め7時30分から18時30分まで時間を延長して受付いたします。

⑥登録期間内に登録利用料金の納付をされない方は、登録の取り消しを行う場合がありますのでご注意ください。

3 登録利用の追加募集及び登録待機申請の受付

- (1) 前記2の結果、年度当初の募集台数に満たない場合は、追加募集を令和3年3月25日（木）から先着順で行い、満車になり次第終了します。
- (2) 年度当初の登録利用募集台数に達した後は、登録待機申請を先着順で受付し、空きが生じた場合は、順次斡旋します。
- (3) 登録待機申請書の配布場所、提出先及び申請書の記入方法は、前記2の年度当初登録利用の募集に準じます。

4 留意事項

- (1) 駐車場の利用にあたっては、広島市市営駐車場条例、同施行規則、その他の指示事項を厳守してください。また、入退場するときは駐車場内の徐行、安全運転での走行を行い、係員の指示又は区画線若しくは標識等に従って利用して下さい。
なお、利用を妨げる行為、その他管理運営上支障があると認められる行為をしないで下さい。
- (2) 登録利用者は登録利用専用カード（磁気カード）を常に携帯し、係員から請求があった場合には提示して下さい。
- (3) 登録証（シール）は、登録された自動二輪車の後輪の泥よけ等の見えやすい位置に貼り付けて下さい。
- (4) 駐車場内での盗難、損傷等の損害に対しては、市及び当社は一切の責任を負いませんので、ご了承ください
- (5) 登録利用を解約する場合は、事前に関係書類を添えて、解約の届出の手続きをする必要があります。なお、届出月の登録利用料金（日割を含む）の返金はできませんのでご了承ください。※解約時には、磁気カード、登録シールを返還して下さい。